

竹田市野外活動施設指定管理者募集要項

竹田市では、竹田市野外活動施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営を行うことができる指定管理者を募集します。

1. 対象施設概要

(1)	名 称	竹田市野外活動施設					
(2)	所在地	竹田市大字竹田字上角 584 番地 2					
(3)	供用開始	昭和 59 年 3 月 18 日					
(4)	施設規模	センターハウス 建築面積：285.22 m ² キャンプ場（バンガロー） 建築面積：29.16 m ² ×3 棟 展 望 台 建築面積：10.39 m ² ×2 棟 シャワー室、便所、多目的広場、野外ステージ					
(5)	施設内容	センターハウス、バンガロー3 棟、シャワー室、便所、展望台、多目的広場、野外ステージ					
(6)	開館時間	午前 9 時 00～午後 5 時 00 分 (指定管理者と協議)					
(7)	休館日	年末年始（12/29～1/3）					
(8)	利用人数	3 年間実績					
		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
		バンガロー	研修室	バンガロー	研修室	バンガロー	研修室
		人数	46 人	100 人	70 人	0 人	154 人
	月平均	4 人	8 人	6 人	0 人	13 人	1 人
	※令和 6 年度研修室の使用は映画撮影関係者の使用						

2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 竹田市野外活動施設の保存管理及び公開に関する業務
- (2) 竹田市野外活動施設の維持管理及び活用に関する業務
- (3) 竹田市野外活動施設の防犯、防火、防災に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3. 管理の基準

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の維持管理及び活用を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

4. 指定管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(指定期間中、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、竹田市と細目を定める協定を締結するものとします。)

令和7年12月議会に指定管理者の指定の指定について提案を予定しています。議会承認が得られれば、令和8年4月1日からの業務開始に向けて、随時協議を実施します。

5. 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、指定管理に係る収支計画書(様式第3号)の内容により協議します。

6. 施設の利用料

施設の利用料については、全額、指定管理者の収入となります。

指定管理に係る収支計画書(様式第3号)作成の際にご留意ください。

7. 応募資格及び失格条項

(1) 応募資格

ア 応募者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。

イ 応募者は、竹田市内に主たる事務所を有する法人等でなければなりません。したがって、個人でも応募はできませんので、ご注意ください。

(2) グループ応募について

ア グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。

イ 構成員の中から、代表団体を定めてください。

ウ 代表団体は、竹田市内に主たる事務所を有する法人等でなければなりません。

エ 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定事業者とします。

オ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

(3) 複数応募の禁止

ア 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

イ グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

(4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する法人等(グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。)は、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの。
- イ 応募書類提出時点において、竹田市建設工事請負業者等の指名停止措置要領及び竹田市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を受けているもの。
- ウ 税を滞納しているもの
なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

8. 応募方法

- (1) 申請書及び添付書類
申請は、「指定管理者指定申請書」(様式第1号)により行ってください。
添付書類は、「9. 提出書類」のとおりです。
- (2) 受付期間
令和7年10月6日(月)から令和7年10月31日(金)まで
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
- (3) 受付方法
持参に限る。
(書類の確認を行いますので、事前に連絡のうえ、持参してください。)
- (4) 受付場所
竹田市商工観光課 〒878-8555 竹田市大字会々1650 番地
TEL :0974-63-4807

9. 提出書類

- (1) 竹田市公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式第1号)
ただし、グループ応募の場合は、グループ構成団体一覧、グループ応募理由及びグループ内業務分担表、共同事業体協定書兼委任状を添付してください。
- (2) 管理業務計画書(様式第2号)
- (3) 施設管理に係る収支予算書(様式第3号)
- (4) 申出団体概要調書(様式第4号)
申出団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料も添付してください。
- (5) 市税滞納有無調査承諾書(様式第5号)
- (6) 職員・従業員等調書(様式第6号)
- (7) 質問書(様式第7号)
- (8) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (9) 申出団体の国税の納税証明書(令和7年9月以降に発行したもの)
- (10) 申出団体の経営状況に関する書類 申出団体の申出日の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類。

(11) その他竹田市が必要であると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(4)はグループ名称で提出し、(5)～(11)は代表団体及び構成団体のすべてについて提出してください。

10. プレゼンテーションについて

審査については、指定管理者庁内選定委員会（仮称）において実施します。その際、審査の過程において、管理業務計画及び収支計画についてプレゼンテーションを求める場合がありますので準備をお願いします。日時は、別途通知します。

11. 問い合わせ先

竹田市商工観光課

〒878-0555 竹田市大字会々1650 番地

TEL : 0974-63-4807 FAX : 0974-63-0701

E-mail : kanko@city.taketa.lg.jp